

国内経済要録

◇銀行券発行限度額の引上げ

政府は、最近における銀行券の動向および経済の現状などを考慮して、銀行券の発行限度額を現行1兆1,500億円(昭和36年6月7日改訂)から1兆2,500億円へ引き上げ、7月4日から実施することとした。

◇大蔵省、金融機関に対し特利などの自肃要請

大蔵省は、最近の特利預金などの増大傾向に対処し、各金融機関に対し自肃を要請するよう、6月21日次のとおり通達した。

(1) 預貯金などの臨時金利調整法に定められた金利の最高限度(信託期間が1年をこえる指定金銭信託または貸付信託については所定の予定配当率または予想配当率)をこえた金利を付している場合は、預入者と話し合いのうえだちに適法または適正な金利に改めるとともに、今後預貯金など特利を付きぬよう厳重に自粛すること。

(2) 預貯金などの受入れにあたり、名義のいかんにかかわらず金銭を給付し、または過当の物品もしくはサービスを提供すること、あるいは定期預金および金銭信託の中途解約の乱用、貸付信託受益証券の発行後1年経過前の買取りおよび適正でない価格による買取りなどを行なう行為も特利に準ずるものとして厳に是正をはかること。

(3) 特利などのは正については、地域ごとに金融懇談会などを活用して金融機関相互の間に緊密な連絡、提携を行ない自主的な実施をはかること。

◇本邦外国為替銀行の外貨準備金制度

外國為替銀行の短期外資受入れの行き過ぎ傾向にかんがみ、このほど為替管理法に基づき外貨準備金制度を創設、6月11日から実施した。その概要は次のとおり。

(1) 本邦外国為替公認銀行は、特定の外貨債務の額に對し一定率(当面20%とし、将来必要あれば変更)を乗じた金額を、最低準備金として流動性外貨資産の形で保有。

(2) 対象外貨債務は、さしあたりユーロ・ドラーなどの外貨預り金、コール・マネー、外國銀行からの無担保借入および非居住者自由円預金など短期の外貨債務。

(3) 外貨準備に算入される流動性外貨資産は、現金、預け金、コール・ローンおよび外国政府証券など。

(4) 対象銀行は、さしあたり本邦甲種外国為替公認銀行12行。

◇コール懇談会の開催

本行主催のもとに、短資、銀行、保険、証券などコール取引関係業者による初の懇談会が、6月16日開催され、席上関係業者相互の意思疎通とコール取引の正常化をはかることにつき意見の一一致をみた。今後も必要に応じ懇談会を開催の予定。

【参考】

昭和36年国民総支出

(単位・十億円)

項目	年次	34年	35年	36年	対前年比	
		(A)	(B)	(C)	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{B}$
個人消費支出		6,704.9	7,514.6	8,560.3	112.1	113.9
国内民間総資本形成		2,925.6	3,861.3	5,769.2	132.0	149.4
個人住宅		269.6	324.7	435.1	120.4	134.0
生産者耐久施設		1,951.4	2,834.7	3,909.5	145.3	137.9
在庫品増加		704.6	701.9	1,424.6	99.6	203.0
経常海外余剰		157.5	60.6	△ 351.2	—	—
輸出と海外からの所得		1,547.4	1,773.9	1,861.4	114.6	104.9
(控除)輸入と海外への所得		1,389.9	1,713.3	2,212.6	123.3	129.1
政府の財貨サービス購入		2,250.7	2,532.0	2,996.8	112.5	118.4
国民総支出 (同上実質伸び率)		12,038.7	13,968.4	16,975.1	116.0 (112.9)	121.5 (115.2)

(注) 経済企画庁6月11日発表計数。